

日本テレコム・ソフトバンクBB提出資料

光引込線に係る電柱添架手続きの簡素化等に関する検討会(第5回) 資料
「検討会における論点(第5回)(案)」に関するご回答

2005/07/14

日本テレコム株式会社
ソフトバンクBB株式会社

「これまでの議論を踏まえ、更に確認しておくべき事項」について

第4回までに様々な議論がなされましたが、再度確認の意味で次ページ以降に工法、手続き、料金等における考えを示させていただきます。

本資料の内容につきましては、特別の記載がない限りNTT東西殿、東京電力殿、関西電力殿に共通のご確認事項となります。

また第5回検討会において本資料内の工法、手続き、料金について議論ならびに検討の上、明確なご回答をいただきたいと思います。

なお、工法などの詳細等について課題等あるかと思いますが、その点につきましては各社様と合同の検証試験などを実施することで解決ができればと考えておりますので何卒ご協力をお願いいたします。

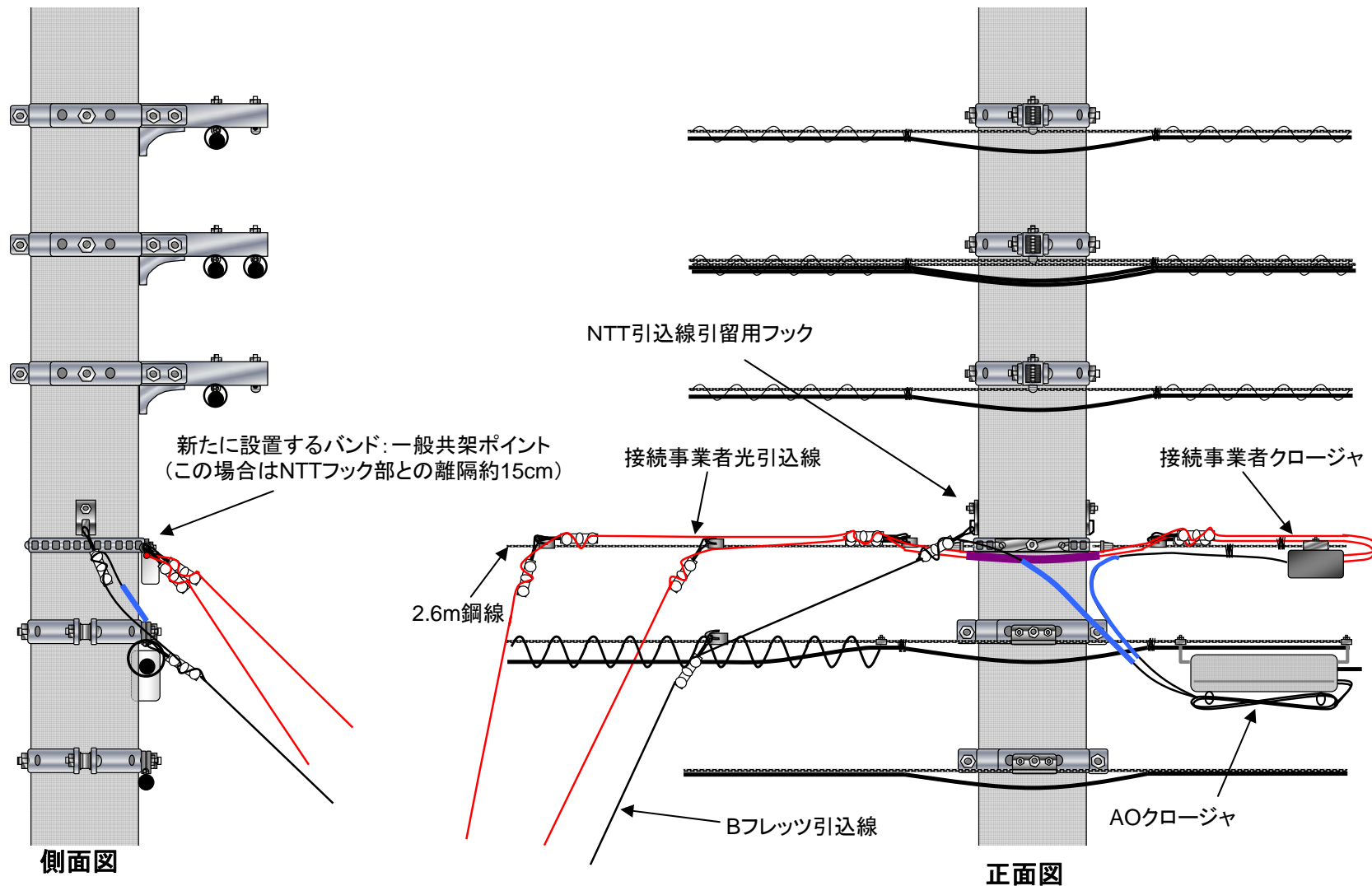
添架の位置と工法

●光引込線の添架の位置につきましては、下記のとおりであると理解しております。
なお、東京電力殿ならびに関西電力殿の両電力会社殿で共通となるような表記とさせていただきます。

- ① NTT殿引込線用フックポイントの直近における単独添架
※ただし、近接設置等に係るNTT殿の事前承諾を必要といたします
※他事業者が光引込線等を設置した後に敷設する場合はできる限り一東化等による共存を検討いたします
- ② ①がない場合には、他の一般添架ポイントによる単独添架
※ただし、光引込線敷設に係る必要最小限の設備による添架といたします
- ③ ②による単独添架ができない場合にはNTT幹線ポイントにおける一東化等による添架
※ただし、近接設置等に係るNTT殿の事前承諾を必要といたします

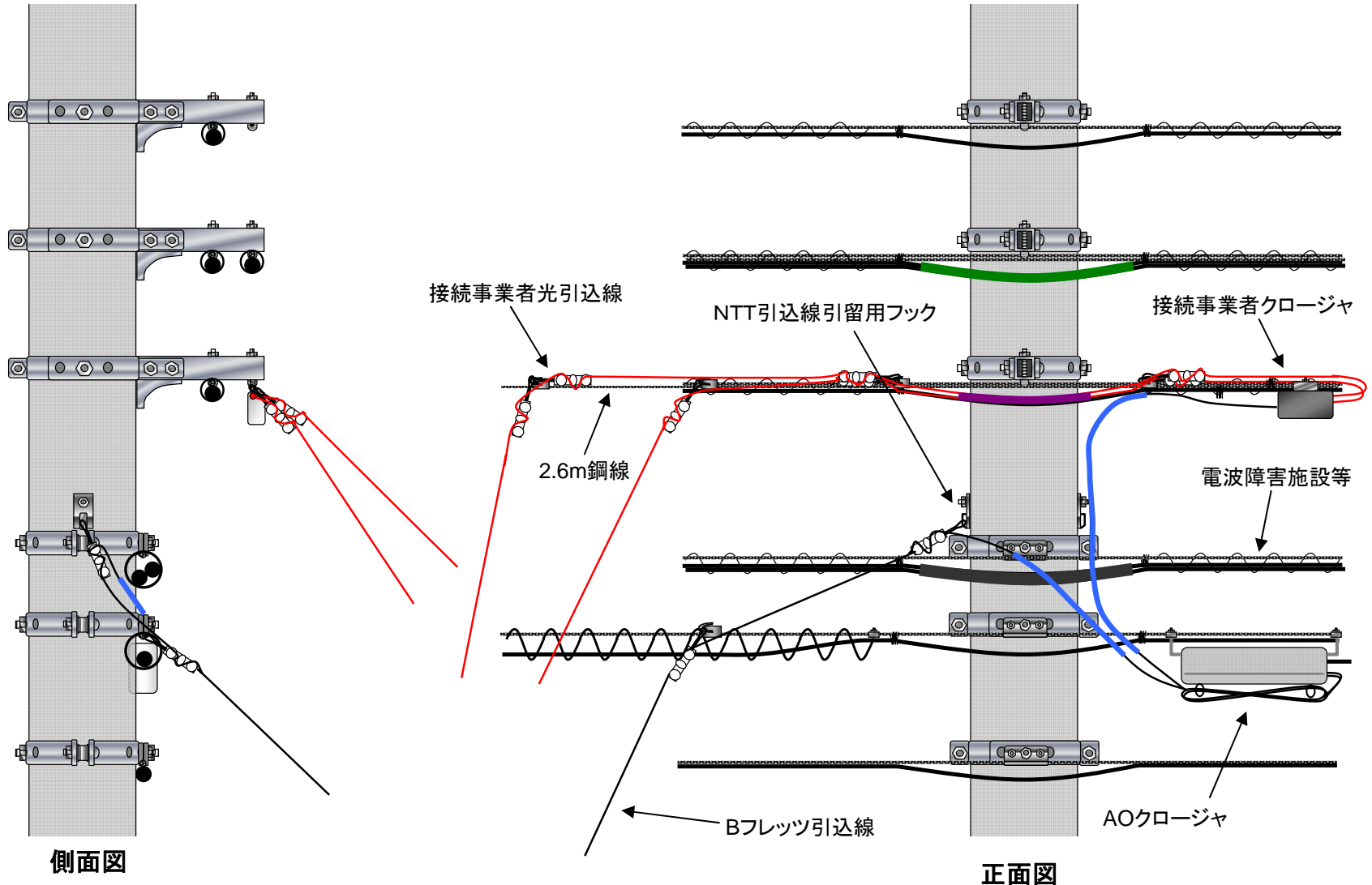
- 工法につきましては、関連法令(道路法、有線電気通信設備令等)、各電柱所有者様が定める技術基準等の基準を満たせば、自前敷設する際の工法は原則自由であると考えておりますが、各電柱所有者様が定める技術基準等に関しましては、本検討会における合意事項等を受けて改訂された新たな技術基準によるものと認識しております。
- 前ページを踏まえ、添架ポイントならびに工法に関する図を次ページ以降に提示させていただきます。

【①単独添架の方法(NTT殿引込線フック直近での単独添架例)】



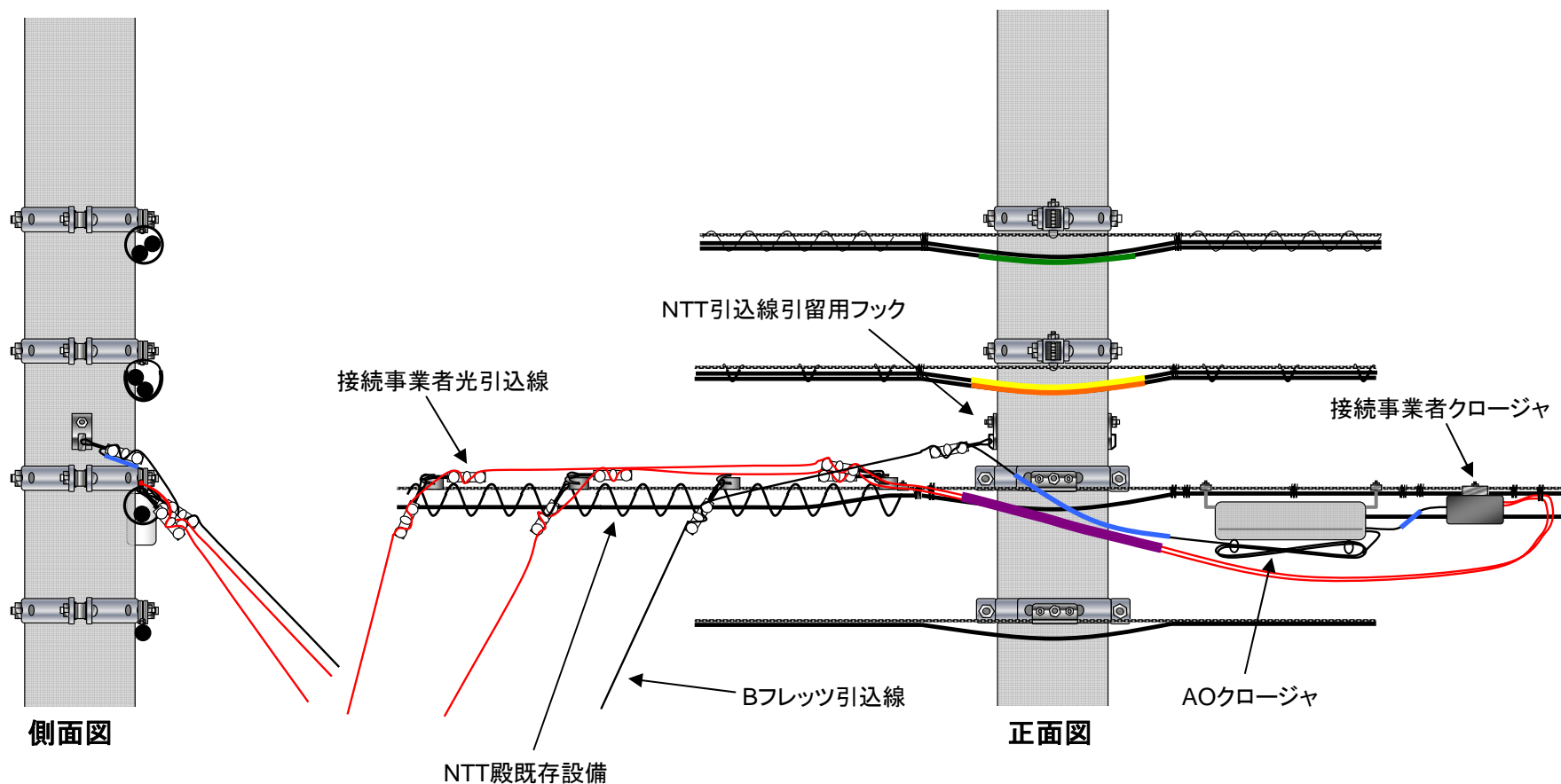
【②単独添架の方法(他の一般添架ポイントによる単独添架例)】

※電波障害施設等が新規に添架され、当該ポイントにおける設備許容量が一杯の場合等

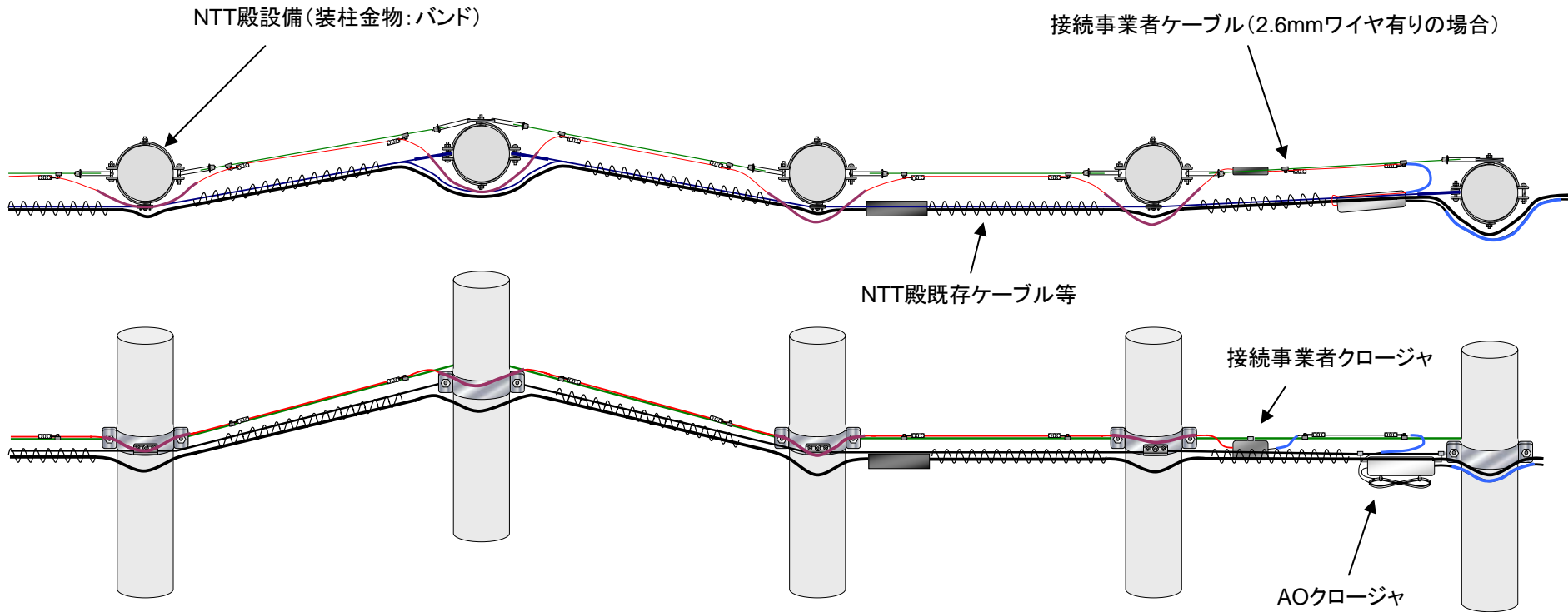


【③NTT殿との一束化対応方法例(吊り線利用方式)】

※一般的な一束化方法に加え、一束化対応工法についてもご提示いたします



【③NTT殿との一東化対応方法例(金物利用方式)】



電柱添架申請に係るフロー等

- 電柱添架申請に係る手続きの簡素化、省略等に関しましては、現状NTT殿と電力各社殿との間でのルールがあるかと思いますが、Bフレッツとの競争環境を整備していく上でも、今後のトライアルを実施する上での継続検討事項とさせていただければと思います。
- ただし、現状であっても可能と思われる簡素化等の案につきましては、次ページ以降に提示させていただきます。

CATVなど他事業者様との同等性について

CATVなど他事業者様は、長年の信頼関係や運用によって引込線敷設や追い張りの都度、申請もしくは通知は省略されていると理解しておりますが、今回我々接続事業者が光引込線設備を敷設する場合には、敷設の都度、何らかの申請行為を行うことで検討が進んでおります。

したがって、敷設の都度の申請に関する簡素化、省略等を検討し、実施をしていくことは、他事業者様と比べて特別不公平といったことにはならないと思われまので、できる限りの簡素化、省略等については今後も検討していただきたいと思っております。

申込み手続きにおける簡素化等についての全般的な事項

申込み手続きにおける簡素化等について下記事項のご確認をお願いいたします。

1. 新たな添架ポイントはNTT殿の引込線と近接設置となるため、NTT東西殿と添架設備、工法等を事前に包括的な確認を行った後、電柱所有者様への使用申込みを行うこととしたい。
2. お客様よりの加入申込みの都度電柱使用申込みが発生する今までに例のない形態であることから、そのボリュームやサービス開始までの期間をご考慮いただき、少芯区間についても合理的かつ短期間での処理をお願いしたい。
3. 前項の事前協議、確認等について、各社様共に交渉窓口を一本化していただき、実際に申込み窓口となる部署様との個別交渉がないようお願いしたい。
具体的には、NTT東西殿においては相互接続部門様、電力会社殿においては、本店のご担当部署様としていただきたい。

その他手続きについて簡素化が考えられる事項(ポイントの選択)

- ① 6.1mはNTT殿の引込線フック専用ポイントであり、NTT殿は当該ポイント部に縦断線はないと認識しておられる。



- ② 接続事業者は電柱所有者様に対して未使用である6.1mを前提として添架の申込みをする。その際、NTT殿の既存ポイントであることや添架箇所は未使用ポイントであることから、現地調査などは省略して申込みを行う。

※基本的にはこの段階で申込み手続きは完了ですが、他事業者の申込みや添架状況について情報をお持ちの電柱所有者様においては、③以降のフローも考えられます。

- ③ 電柱所有者様は、②の申込みの時点で他の事業者が6.1mにおける申請を行っているか、新規に線路を敷設してあった場合は、その管理情報から、既に6.1mを使用中(申込み中)の既存事業者との一束化、もしくは他の空きポイントへの移動など必要な旨を②の申込み事業者に対し通知する。



- ④ 接続事業者は、③の通知に基づき既存事業者との一束化または、他の空きポイントでの添架(空きがなければNTTとの一束化)を調整し、再度添架の申込みを行う。

電柱添架料金に関して

電柱添架費用の同等性について

●電柱使用料に関しましては、NTT殿の主端末回線を利用した引込線区間のみの構築という今までにない形態のサービスであることから、現状の電柱使用料金では加入者に大きな負担となってしまうため、NTT殿Bフレッツサービスとの公正な競争環境を整備する上で非常に重要な事項であると認識しております。

現状、料金の算出方法には接続料金に基づく算定方式と添架ポイント数による算定方式が存在し単純に比較することは困難であり、短期間で料金の考え方を整理することが難しいということは十分理解できるところであります。

しかしながら、NTT東西殿と電力各社殿との間での電柱使用料負担について明らかになっていない現状においては、Bフレッツとの同等性についての担保が不十分な状態であること、また、接続ルール上の同等性確保の観点からも、「電柱添架費用の同等性」については今後の継続検討課題としての位置付けをお願いいたします。

電柱情報開示の必要性

ポールマップ等、電柱情報の必要性について

●電柱情報につきましては、電柱使用に係る申請の簡素化や、電柱所有者様と我々接続事業者間の情報のやり取りの上で必要不可欠な情報と考えております。電柱情報の開示に関しまして下記事項のご確認を、NTT東西殿ならびに各電力会社殿双方にお願いをいたします。

1. 現在所有の電柱情報はどのようなものでしょうか。
 - ・マップと電柱位置、電柱番号情報などがレイヤとして存在するものでしょうか
 - ・それぞれが別物として個別に管理されているものでしょうか
 - ・ラスタイメージ(1枚の描画的なもの)でしょうか etc.
2. 開示に係る費用はいくらになりますでしょうか。その内訳もお願いいたします。
3. 開示できない場合は、その理由についてご提示ください。

トライアル実施について

工法や申込みフロー等について決定されていない事項もあることから、現段階においてトライアルの具体的実施方法等につきまして検討することが、非常に難しい状況であります。

従いまして、トライアルに関しましては工法、フローなどの内容がもう少し煮詰まるまでお時間をいただきたく、お願い申し上げます。